

耐熱形配電盤等立入調査要領

平成16年12月 1日 制定

平成19年12月10日 改訂

平成25年07月31日 改訂

平成26年07月28日 改訂

1. 目的

この要領は、耐熱形配電盤等認定規約第17条に基づき、品質管理等の立入調査について定める。

2. 調査の実施

(1) 調査は、試験委員 1名 以上によって行う。

(2) 調査は、一般社団法人日本配電制御システム工業会の優良工場認定制度における審査員が立入調査の試験委員として行うことができる。

(3) 調査は、優良工場認定制度における立入審査と同時に行うことができる。 _____ : 改定部分

3. 立入調査

3.1 定期立入調査

3.1.1 調査内容

(1) 認定規約第17条に基づき、品質管理上必要な組織、管理体系、設備等について、良質で均一な製品を社会に供給できているかを確認する。

(2) 定期立入調査は原則として5年に1回、申請書に記載された製造所にて行う。

(3) 調査は、別途「品質管理チェックシート」によって行う。

なお、優良工場認定又は品質マネジメントシステム規格 JIS Q 9001(ISO 9001)の認証を得ている製造所においては「品質管理チェックシート」の次の項目のうち、括弧〔 〕の部分省略することができる。また、試験委員が必要と思われることは、これを、調査対象とすることができる。

- | | |
|--------------|-------------|
| [1] 品質管理組織 | 2. 規格、図面の管理 |
| 3. 環境の管理 | 4. 試験装置の管理 |
| 5. 作業者等の技術管理 | 6. 在庫品の管理 |
| [7] 製造工程の管理 | [8] 試験及び検査 |
| [9] 情報の管理 | 10. 認定証票の管理 |

3.1.2 結果

(1) 試験委員は、調査結果を J E A 非常用配電盤等認定委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

(2) 調査において是正指示が発生した場合、製造者は改善を行い「改善報告書」を委員会に提出する。

(3) 委員会は、調査の結果「耐熱形配電盤等品質管理要綱」に適合していないと判断した場合、改善を指示することができる。

3.2 特別立入調査

委員会は、認定取得者が認定規約第15条（適合義務）に違反したと判断した場合に、特別立入調査を行うことができる。

3.2.1 調査内容

- (1) 適合義務違反した項目の内容及び原因について、申請書に記載された製造所で行う。
- (2) 品質管理についても、別途「品質管理チェックシート」で行う。

3.2.2 結果

- (1) 試験委員は、調査結果を委員会に報告する。
- (2) 委員会は、報告内容を判断し、認定規約第18条（改善命令）又は第19条（認定の取消し）を適用する。

3.2.3 調査の実施

- (1) 調査は、試験委員2名以上によって行う。

4. 手数料等

- (1) 定期立入調査に関する手数料等は原則として試験旅費交通費のみとし、「耐熱形配電盤等手数料規程」による。
- (2) 特別立入調査に関する手数料等は再試験申請料及び試験旅費交通費とし、「耐熱形配電盤等手数料規程」による。